

新庄市水道切替工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上水道の普及を促進し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、一般飲用井戸を上水道に切り替えるための工事を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、一般飲用井戸とは山形県飲用井戸等衛生対策要領（平成3年11月20日環第887号山形県環境保健部長通知）に規定する一般飲用井戸のうち、専ら自己の住居の用に供する住宅に飲用水を供給するための施設であって、新庄市水道給水条例（平成9年新庄市条例第37号。以下「条例」という。）第2条に規定する給水区域内に存するものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般飲用井戸水のうち、専ら自己の住居の用に供する住宅に飲用水を供給するための施設を切り替える工事（公共事業による家屋移転に伴い、水道を新設する工事及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築に伴う工事を除く。）を行う者
- (2) 家屋又は土地の所有者及び当該所有者の同意を得て、当該家屋又は土地を使用する者
- (3) 条例第5条第1項の規定による新設の承認を受けた者（一般飲用井戸の存する敷地に上水道の給水装置を未設置の者に限る。）
- (4) 上下水道料金の滞納が無い者
- (5) 新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者

2 前項に規定する交付対象者は、当該住宅に居住する又は居住しようとする2親等以内の親族に対して、当該事業に係る申請を委任することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、30,000円を限度とする。ただし、工事に係る費用が30,000円を超えない場合は費用の全額とし、消費税及び地方消費税を含めるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請を受けようとする者は、条例第5条第1項の規定による新規の申込みと水道切替工事補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、条例第7条第2項に規定する工事の検査を受け、検査完了後、次項に定める日までに水道切替工事補助金実績報告書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 水道切替工事の申込書及び設計書（精算）の写し
- (2) 水道切替工事の完了届及び工事状況を示す写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、規則第9条の規定にかかわらず、工事完了の日から30日を経過した日又は各年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の決定）

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告の確認をした後に補助金の交付の決定をするとともに水道切替工事補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 補助金の交付を受けた者が2年以内に井戸水等の利用に戻した場合は、期限を定めて当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。